

がんゲノム医療拠点病院の選定の方針について(案)

これまでの経緯

がんゲノム医療提供体制の構築のため、平成30(2018)年2月に、がんゲノム医療中核拠点病院を11箇所指定、平成31(2019)年4月までに、がんゲノム医療連携病院を全国に156箇所公表してきた。がんゲノム医療提供体制のさらなる充実のため、令和元(2019)年9月を目途に、遺伝子パネル検査の医学的解釈を自施設で完結できる医療機関として、がんゲノム医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)を指定することとしている。

がんゲノム医療拠点病院の選定の基本方針

「第12回がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の「資料3-1 がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件の見直しについての考え方(案)」において、「拠点病院の指定に関しては、「自施設でがんゲノム医療を完結できる医療機関」としての質の担保を第一としながらも、地域性や小児がん症例への対応も考慮し、指定を行うことが望ましい」とされており、これまでの議論において拠点病院は全国に30箇所程度指定することが想定されていること、がんゲノム医療中核拠点病院が全国に11医療機関が指定されている現状などを踏まえ、拠点病院の選定を行うこととする。

がんゲノム医療拠点病院の選定の流れ

- | | |
|--------------|--|
| <u>7月19日</u> | 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日健発1225第3号(一部改正 令和元年7月19日健発0719第3号)(以下「整備指針」という。)を改正し、これに基づき、拠点病院の公募を開始した。 |
| <u>8月14日</u> | 全国95医療機関より申請があった。 |
| <u>8月26日</u> | 持ち回りで構成員に、がんゲノム医療拠点病院の選定方針(採点方法及びヒアリング対象医療機関の選定方針を含む)について検討して頂いた(8月29日まで、詳細後述)。 |
| <u>8月29日</u> | 上記に基づき、ヒアリング対象医療機関(22医療機関)に連絡。 |

がんゲノム医療拠点病院の選定方針

全構成員に検討していただいた結果、以下の方針で選定することとする。

- 医療機関毎に、以下の軸に基づき書面評価(点数計算)を行う
 - ① 遺伝学的検査及び遺伝カウンセリングの実績
 - ② 先進医療・治験等の実績
 - ③ エキスパートパネルの開催見込み及び人員体制
 - ④ 地域性への対応(中核拠点病院のない病院に配慮)
 - ⑤ 小児がん症例への対応(先進医療・治験等の実績)

- 地域性に配慮する観点から、地域ブロックごとに書面評価の結果を判定する。そのために、全国がん登録情報に基づき、地域ブロックごとのがん罹患数から、地域ブロックごとに「拠点病院数の参考値」を概算し、地域ごとに拠点病院の指定数の目安とする。
- それぞれの地域ブロックの「拠点病院数の参考値」を N とした場合に、地域ブロック毎に書面評価 N 番目の医療機関の前後の医療機関について、より詳細な検討が必要と考えられるため、ヒアリング対象とし、書面評価およびヒアリングを踏まえ、がんゲノム医療拠点病院として指定する医療機関を選定する。
- 選定に際しては、改めて地域性(地域ブロック内での分布)や小児がん症例への対応について留意して議論を行う。

今後の予定(案)

9月5日 指定の検討会においてヒアリングを実施し、総合評価を行う。

9月5日以降 事務局で採点結果の補正について確認した上で、全構成員に確認を求めた上で、最終的に拠点病院を決定。

9月中旬頃 がんゲノム医療拠点病院の選定結果を各医療機関等に発出。